

地域密着型特別養護老人ホーム きたおおじ

令和4年10月現在

●サービスの利用料金

1. 基本サービス利用料金 (1日あたり) (中段は2割負担、下段は3割負担の場合)

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,907 円	要介護度 2 7,628 円	要介護度 3 8,391 円	要介護 4 9,133 円	要介護度 5 9,843 円
うち、介護保険から給付される金額	6,216 円	6,865 円	7,552 円	8,219 円	8,859 円
	5,525 円	6,102 円	6,713 円	7,306 円	7,875 円
	4,835 円	5,339 円	5,873 円	6,393 円	6,890 円
サービス利用に係る自己負担額	690 円	762 円	839 円	913 円	984 円
	1,381 円	1,525 円	1,678 円	1,826 円	1,968 円
	2,072 円	2,288 円	2,517 円	2,739 円	2,953 円
食費	1,445 円				
居住費	3,200 円				
自己負担額合計	5,335 円	5,407 円	5,484 円	5,558 円	5,629 円
	6,026 円	6,170 円	6,323 円	6,471 円	6,613 円
	6,717 円	6,933 円	7,162 円	7,384 円	7,598 円

2. 各種加算料金

① (1日あたり)※以下の表の金額は1割負担の料金です。2割負担の場合は2倍の料金、3割負担の場合は3倍の料金になります。

日常生活継続支援加算	48 円	1日あたりの料金
夜間職員配置加算(Ⅰ)	48 円	1日あたりの料金
看護体制加算(Ⅰ)	13 円	1日あたりの料金
初期加算	32 円	入所から30日
外泊時費用	259 円	病院・診療所への入院を要した場合および入居者に居宅での外泊を認めた場合(1月に6日まで)
栄養マネジメント強化加算	12 円	常勤の管理栄養士を配置し多職種が共同して栄養ケア計画を作成、栄養管理を行った場合
経口移行加算	30 円	経管栄養から経口栄養への移行
経口維持加算(Ⅰ)	418 円 1ヶ月あたり	摂食機能障害があり、医師等の指示により、食事の観察及び会議を行い経口維持計画を作成
経口維持加算(Ⅱ)	104 円 1ヶ月あたり	上記(Ⅰ)に加えて食事の観察、会議に医師、歯科医師等が加わった場合

看取り介護加算（Ⅰ）	76 円	死亡日以前 31 日～45 日
	152 円	死亡日以前 4 日～30 日
	718 円	死亡日の前日及び前々日
	1351 円	死亡日
若年性認知症受入加算	126 円	若年性認知症と認定された方
外泊時在宅サービス 利用費用	585 円	外泊時に在宅サービスを利用した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	ご利用単位の総合計から 8.3%を上乗せした金額	
特定処遇改善加算Ⅰ	ご利用単位の総合計から 2.7%を上乗せした金額	
介護職員等ベースアップ等支援加算	ご利用単位の総合計から 1.6%を上乗せした金額	

②（1月あたり）

生活機能向上連携加算	209 円	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合
排せつ支援加算	105 円	他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	95 円	歯科衛生士が月 2 回以上口腔ケアを実施した場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	42 円	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53 円	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
ADL 維持等加算Ⅰ	32 円	自立支援・重度化防止に向けた取り組みを実施した場合
自立支援促進加算	316 円	医学的評価を行い、多職種共同で廃用や寝たきりを防ぐ支援計画を策定した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4 円	褥瘡の発生予防や状態改善等を評価し実施した場合
排泄支援加算Ⅰ	11 円	排泄状態の改善に取り組んだ場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	95 円	口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画駅に行った場合

③（1回あたり）

配置医師緊急時対応加算	679 円	早朝・夜間の場合
	1359 円	深夜の場合
再入所時栄養連携加算	418 円	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
療養食加算	1 回につき 6 円	医師の指示により、療養食を提供
安全対策体制加算	21 円	入所時に一回

- * 居住費は、外泊・医療機関への入院の期間も必要です。
但し、入院期間を利用して、その居室を短期入所サービスに提供して頂く場合、短期入所サービス提供の期間は請求されません。
- * ご利用者の所得に応じて、利用者1割負担、居住費、食費の負担軽減の適用があります。
- * その他日常生活に必要な費用（理美容等）をご負担いただく場合があります。